

前原自治連合有価物連絡会 規約

(名称)

第1条 この会は、前原自治連合有価物連絡会（以下「有価物連絡会」という。）と称する。

(範囲)

第2条 有価物連絡会の回収範囲は、別紙の範囲とする。

(目的)

第3条 有価物連絡会は、新聞紙等の有価物を回収することによって、資源のリサイクルを促すとともにゴミの減量を推進し、有価物の協力金（以下「協力金」という。）を持って、児童、生徒、地域団体の健全育成に貢献することを目的にする。

(会員)

第4条 有価物連絡会は、以下の団体を会員とする。

- (1) 前原自治連合協議会
- (2) 回収範囲内の小・中学校（前原小学校、中野木小学校、前原中学校、二宮中学校、二宮小学校）のPTA
- (3) 回収範囲内の町会

(活動内容)

第5条 有価物連絡会は、第3条の目的を達成するため、有価物回収に関する、以下のことを行う。

- (1) 有価物回収の啓発
- (2) 有価物（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着・毛布）の回収
- (3) 有価物ステーションの管理
- (4) 船橋市役所の担当部署及び有価物回収組合との連絡、調整等
- (5) 協力金の受け取り、保管、配分、記録、報告等の会計
- (6) 連絡会運営に必要な会議等の開催
- (7) その他、有価物連絡会の目的に必要な活動

(役員等)

第6条 有価物連絡会の役員構成、職務、任期は次のとおりとする。

- (1) 会長1名は、前原自治連合協議会々長を充てる。会長は会を代表し、事務局と協力して会務を総括する。
- (2) 事務局は、回収範囲内の小・中学校のPTAの持ち回り（以下「当番校PTA」という。）とし、前条の(4)～(6)に関することを行う。
- (3) 事務局長は、当番校PTAの会長を充てる。

(回収)

第7条 有価物の回収及び有価物ステーションの管理は、以下のとおりとする。

- (1) 回収日を木曜日とし、祝日の場合は、回収を行わない。
- (2) 有価物ステーションは、ゴミステーションを使用し、朝8時30分までに集積する。

- (3) 雨天の場合は、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックのみの回収とし、古着・毛布の回収は行わない。
- (4) 15時頃になっても大量に有価物の積み残しある場合は、有価物ステーションの番号と積み残し量を、有価物回収組合に連絡する。
- (5) 有価物ステーションの管理は各団体が担当する。有価物ステーションの確認を年1回行う。
- (6) 表示板が破損した場合は、担当の団体より直接、船橋市役所の担当部署へ連絡し、その旨を事務局に報告しておく。

(協力金)

第8条 事務局は、年2回(6月・12月)船橋市より振り込まれる協力金を確認し、会計処理を行った上で、その都度、各団体に配分する。

2 事務局は、以下で定めるとおり、前回の繰越金(予備費を含む)及び今回の船橋市から振り込まれる協力金を会員に配分する。

- (1) 事務局費(年額24,000円)及び総会・連絡会経費(20,000円)を事務経費として差し引く。総会・連絡会経費が不足する場合は、予備費を流用する。
- (2) 予備費として、概ね50,000円を保留し、使用しない場合、次回の繰越金として扱う。
- (3) 配分は、前原自治連合協議会が10%、回収範囲内の小・中学校が30%、各町会が60%とする。
- (4) 小・中学校のPTA配分は、均等割りとする。
- (5) 町会の配分は、有価物連絡会の回収範囲にある世帯数を基準とし、子供会・敬老会等への配分は、町会への配分のなかから行う。世帯数の見直しは、原則として5年毎とする。
- (6) 配分額は、振り込み手数料を差し引き、100円単位(切り捨て)とする。

(総会)

第9条 有価物連絡会の総会は、以下とおり開催する。

- (1) 会長は、事務局と協力して総会を招集し、会議を主催する。
- (2) 総会は、原則として毎年5月下旬から6月上旬に開催する。
- (3) 事務局は、会計報告を行う。
- (4) 協議事項については、出席団体の過半数をもって決定する。

(連絡会)

第10条 有価物連絡会の連絡会は、事務局が必要に応じて開催する。

(規約の改正)

第11条 この会則の変更は、有価物連絡会の総会もしくは連絡会において、出席団体の過半数で変更するものとする。

附則 この規約は平成19年度から施行する。

平成13年 5月31日施行
平成18年12月16日変更

<参考>

連絡先 有価物回収組合 TEL471-6647
船橋市役所クリーン推進課 TEL436-2434